

衆議院厚生労働委員会議事速報（未定稿）（抄）
（平成31年4月12日）

待遇 人材集まらず」「職員配置 基準を緩和」「学童保育 問われる安全」「安全確保 地方の責任重く」とかです。そして、保護者や学童保育の関係団体は、安全、安心でできる毎日の生活の場を子供たちに保障できないなどと基準緩和に強く反対してきた。かつ、市町村間での格差が広がり、子供の育ちにも影響する可能性があると全国学童保育連絡協議会の佐藤愛子事務局次長もおっしゃっているわけですね。

私も、民主党政権で、長妻大臣のもと政務官をさせていただいて、保育の規制緩和など、総務省内閣府とやり合ったことがあります。私は徹底的に闘ってそのときは阻止しました、それについては。やはり、最低基準というものはしっかり国が担保しないとだめなんです。

そういう意味では、学童保育の重要性がますます強まる中で、逆に、質を高め、安全性をより確保するためには、職員をふやし、児童指導員をふやし、職員の待遇の改善が必要であると考えますが、大臣の見解はいかがでしょう。

○根本国務大臣 放課後児童支援員の待遇を改善することは、人材確保を図るとともに、放課後児童クラブの適切な運営を図る観点から大変重要だと考えております。厚生労働省では、平成二十九年度から、放課後児童支援員キャリアアップ改善事業を実施しております。

この処遇改善は始まって日が浅く、一部の市町村での実施にとどまっております。低い実施率と認識しています。多くの自治体でこの事業を活用していただいで放課後児童支援員の処遇改善を行って

いただくよう、全国主管課長会議を始め、文部科学省との連携のもとで開催している全国五ブロックによる説明会などのあらゆる機会を通じて、この放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の推進を、あらゆる機会を通じて働きかけていきたいと思っております。

○山井委員 別に、それを最優先で進めていけばいいわけであって、規制緩和する必要は何にもないわけですね。ぜひとも全自治体が処遇改善できるように早急に取り組んでいただきたいです。同時に、これは本当に、格差は確実に広がりますよ。財政が厳しいから子供の安全、学童保育の質が後回しになっていいはずはありませんし、一番重要なのは子供の視点なわけです。子供にとっては、規制緩和というのはマイナスになるんです。

ついては、こういう規制緩和をしても、国として学童保育の質にどうやって関与していくのか、第三者評価等を含めて、どうやって国がこれからも学童保育の質に責任を持って改善させていくのか、そのことの方角性をお答えください。

○根本国務大臣 厚生労働省としては、放課後児童クラブの質が確保されるように、放課後児童支援員に対する研修により、支援員の質の向上を図ること、放課後児童支援員の、今申し上げましたが、処遇改善の推進、放課後児童クラブの活動内容について、質の向上の観点からの評価の推進、放課後児童クラブの好事例の普及、展開、あるいは、放課後児童クラブを巡回し、育成支援の質の向上を図るアドバイザーの市町村への配置などを行って、放課後児童クラブの質の確保に努めてい

きたいと思っております。

○山井委員 本来、これは児童福祉法改正なので、この厚労委員会できつちり審議すべきことなのに、何でこんなことになっているのか。本当にこれは、安かろう悪かろうみたいなことで、投票権も発言の機会もない子供の利益というか子供の思いが無視されているように思えてなりませんので、これも引き続きしっかりここで議論していきたいと思っております。

本題の統計偽装に移りますが、十三ページの記事にもありますように、見るも無残ですね、この統計。つまり、官邸が口出しして昨年一月から統計指標を変えたために、この十三ページのグラフで見てもらうように、昨年は上振れして、ことしは下振れして、もうエコノミストの方々も、去年とことしの賃金統計は当てにならない、そう言われてしまっていますよ。本当にこれは恥ずかしい限りであります。

ついては、ことしの一月の実質賃金はマイナス何%でしたか。

○富岡委員長 じゃ、一時、ちよつととめてください。

〔速記中止〕

○富岡委員長 起こしてください。

根本厚生労働大臣。

○根本国務大臣 一月の毎勤統計の実質賃金はマイナス〇・七であります。

○山井委員 これは、去年の十二月が非常に高く、一月になるとマイナス〇・七ということですが、この〇・七はサンプル入れかえの影響もある

と思うんですが、そうしたら、根本大臣、〇・七という大幅なマイナスですけれども、この〇・七%を、額面どおり大幅に実質賃金が下がったと私たちも受け取っていいということですね。

○富岡委員長 できませんか。
じゃ、とめてください。

〔速記中止〕

○富岡委員長 起こしてください。

○根本国務大臣 一月の実質賃金はマイナス〇・七、それが毎勤統計の実態、事実であります。そして、その要因分析は、サンプル入れかえによる影響などもあったと思っております。

○山井委員 そうしたら、問題は、私たちはサンプル入れかえの影響を除いた本当の実態を知りたいんです。サンプル入れかえで大きな下振れがしているんでしょう。下振れを除いた本当の実質賃金は、一月は大体、〇・七じゃなくて、どれぐらいだったんですか。答えてください。

○根本国務大臣 サンプル入れかえによる要因は寄与度という形では一定の前提で出せますが、その〇・七が幾らであるかということについては出しておりませんし、サンプル入れかえによる寄与度という形では一月だけは出せませんが、それは、実際の伸び率から単純に引くようなものではない性格のものであります。

○山井委員 つまり、でも、これは下振れはしているんですよ。下振れはしているけれども、幾ら下振れしているかわからないから、実際には実質賃金がマイナス何%かは誰にもわからない。これは本当に恥ずかしいことだと思います。

ついては、私の配付資料の冒頭のページを見ていただきたいんですけども、昨年、ここを見てください、二〇一四年の〇・五%プラス、二〇一五年の〇・一%プラス、二〇一六年の〇・六%プラス、二〇一七年の〇・四%プラス、しかし、二〇一八年の二・四%プラス、これは間違っていますよ、この二・四%プラスという数字。かつ、実質賃金の方も、おとしがマイナス〇・二%でしたけれども、ことし、プラス〇・二%。きょうの配付資料にもありますが、これについては注釈が書いてありまして、配付資料の五ページの米印三、この名目賃金プラス一・四は正確ではない、実質賃金プラス〇・二も正確じゃない、ここに書いてありますように、上振れの段差が入っていると書いてありますね。

私たちは正確な賃金伸び率が知りたいんです。上振れの段差があるということは、上振れ分を引いて、実態は、一・四名目プラス、実質〇・二じゃなくて、上振れの段差を除いた本当の実態は幾らなんですか、大臣。

○根本国務大臣 部分入れかえ方式によって、今までは三年あるいは二、三年に一遍、全部入れかえていたわけですが、この精度を向上するために、統計委員会等の審議も経て、ローテーションサンプリング、要は部分入れかえ方式をやりました。これは精度の向上のためであります。そして、部分入れかえ方式をやった上でも段差は生じる可能性があつて、統計はそういうものはらんでいまずから、部分入れかえ方式であっても、それで段差が生じた。それら段差が生じたということは、

この統計の説明の中で説明している。

しかし、その段差がどの程度で、ここからどの程度引けば委員がおっしゃるような数値になるのかということ、そこは、段差の寄与度分析をした上でも、それを単純に引けばいいということではありませんから、部分入れかえ方式によつても段差が生じているということを説明した上で、この数字を、データを利用者の皆様には見てくださいます、統計メーカーとしてそういう注を書いて

○山井委員 まあ、恥ずかしい話ですね。去年の名目賃金一・四、実質賃金〇・二プラス、段差があるから上振れしています、上振れだから不正確です、正しい数字はわかりません、どれだけ差し引けばいいかわかりません、ユーザーが判断してください。何ですか、それ。そんな無責任な話がありますか。判断しようがないじゃないか。これは本当にめっちゃくちゃな話ですね。

じゃ、せめて教えてください。昨年の……（発言する者あり）今、自民党から、統計してそんなものだって。先進国で実質賃金が出ていない国なんかありませんよ。恥を知れと言いたい、恥を知れ。官邸が口を挟んで調査方法を変えたせいで、昨年の賃金伸び率が何%か、厚生労働大臣がわかりません、答えられませんか。じゃ、どうやって経済政策、消費税増税の議論、景気対策ができるんですか。

じゃ、少なくともお答えください。昨年の実質賃金プラス〇・二と言っているけれども、段差があつて上振れしています。ということは、段差を

差し引けば、去年の実質賃金はプラスだったんですか、マイナスだったんですか。せめてそれをお答えください、大臣の認識を。

○根本国務大臣 統計上の段差、いろいろな統計も、統計の標本の入れかえ方式を採用していますよ。うちの統計だけではない。そして、それによって段差が生じるということは、それぞれの統計で標本を入れかえるわけだから、そこは段差が生じる。これは、統計学者や専門家もそういう判断をされている。

そして、今回の数字について段差がどれだけ生じたか。だから、この段差、寄与度は出していませんけれども、これを単純に引いて、こういう数字になりますということは出しておりませんし、私は、そういうことは出すことはできませんよ、それは。段差というのは生じるんだから。いや、統計的にはそういう性格のものだと私は思いますよ。

○山井委員 統計委員会でも、去年一月の段階で〇・五%上振れしているというのは参考で出しているわけですよ。根本大臣、自分の答弁をしないで、おかしいと思いませんか。精度を向上させるために調査方法を改善したといながら、結果的に精度が落ちて、去年の実質賃金がプラスかマイナスかもわからないんですか。

これは、与党、野党は関係ないですよ。景気対策、消費税増税、経済対策を議論するときに、厚生労働大臣、総理大臣が去年の実質賃金がプラスかマイナスもわからない、こんな先進国はありませんか。

お答えください。あなたは国民に説明する責任

がありますよ、去年の実質賃金がプラスかマイナスかぐらいは。どっちなんですか。

○根本国務大臣 少なくとも毎勤統計での平成三十年の現金給与総額の伸び率は、名目賃金は一・四%、実質賃金は〇・二%と公表しています。

そして、段差というのは、一月については新サンプルと旧サンプルがあるから、一月分については段差で寄与度がどのぐらいあったか、これは計算できませんけれども、二月以降はそういう段差は計算できません。なぜなら、一月分しか新サンプルと旧サンプルはとっていませんから。

だから、その意味で、統計というのはそういう、委員がおっしゃるように、我々が出しているのは、毎勤統計で出しているのが我々の出している数字、公表している数字であって、ある前提で委員はそうおっしゃるけれども、段差をそのまま引いて出すということは、私は、統計の考え方からして、他の統計もそこは同じだと思います。

○山井委員 恥を知りなさい、恥を。去年の実質賃金がプラスかマイナスかも答えられなくて、言いわけをするのはやめなさい。プラスかマイナスか答えられないのに、何を言っているんですか。

つまり、官邸からの口出しで、経済財政諮問会議、二〇一七年の十月十六日の麻生財務大臣の口きき、そしてまた安倍総理の秘書官の、結局、問題意識を伝えられたことによって遡及改定しない。そうやって、官邸からの指示、経済財政諮問会議からのアドバイスによって遡及改定しないことによつて精度は下がったんじゃないんですか。これで精度が上がったんですか。今の話を聞いたら、

実質賃金がプラスかマイナスかもわからない。プラスかマイナスもわからないんだつたら。精度は下がっているじゃないですか。精度は上がったんですか。

○根本国務大臣 三十年の伸び率は、名目賃金一・四%、実質賃金は〇・二%伸びております。これは公表しております。

それから、委員がおっしゃった、もともと、二、三年に一遍、全部入れかえていたわけですよ。そして、どんと段差があつて下がって、三年間全部遡及適用して、例えばマイナス〇・四ポイントずつだつたと下がって……（発言する者あり）

○富岡委員長 静粛に。聞いてください。○根本国務大臣 それ果たしていかどうかというところで、精度の向上のために、これは部分入れかえ方式の方がより精度は高まると統計委員会始め統計の専門家で判断して今回のローテーションサンプリングを導入したものであつて、官邸から言われたとか、少なくとも統計は極めて専門的でありますから、誰かが言ったからといってローテーションサンプリングを導入するようなことは全くありません。

○山井委員 結局、日銀関係者もエコノミストも、私じやないですよ、日銀関係者やエコノミストも、去年とことしの賃金統計は信用できない、当てにならないと言っているんです。申しわけありません。もう信用されていないんです。非常に恥ずかしいですよ、これは。

それで、申し上げますが、そのことについては統計委員会、総務省も問題意識を持って、きょう

の配付資料で、おとついで総務委員会でその議論がありました。

その中で、私は赤線を書きましたが、きょうの配付資料の八、九、十、十一と読んでください。詳しくは言いませんが、共通事業所系列を、事業所がかわってしまったから、大企業がふえて賃金が高いところが多いから上振れで段差しているから不正確だとおっしゃっているのは統計委員会で、西村委員長であります。私ではありません。だからこそ共通事業所系列を重視すべきということとは、繰り返し言います、私じやなくて、統計委員会で厚生労働省も合意している話です。上振れしているというのを認めているんです。

その中で、八ページ、九ページで、この赤線を読んでいただいたらいいですけども、結局、なぜ共通事業所系列を扱うというふうにしたのかということに関して、西村参考人は、人々の賃金の変化というものの実態を見ると、同一事業所の変化を見ると、同一形が実感に近いだろう、その実感に近いということが、景気がどういう状況になっているかということとを判断するときに、非常に重要な情報です、共通事業所というもののその重要性というものを強調して、それを入れるような形にしたということがもとの発端であるということ、名目賃金に関しては共通事業所の伸び率をちゃんと公表して、それによると、こういうふう非常に共通事業所系列の方が低いわけがあります。

それについて逢坂委員は、景気判断指標として非常に重要である、景気が上向いているか下向い

ているかとか、そういうことを判断する上でも、共通事業所というものは非常に大事なんだ、共通事業所を使っているんだ、この考えでいいですかと言ったら、西村統計委員会委員長は、基本的な考え方はそうですということをおっしゃっています。

それで、かつ、逢坂委員は、共通事業所について、これ、名目も実質も賃金指数というもので出すべきではないか。西村参考人は、その利用者の用途に応じていろいろ賃金の系列があるということとは、私は望ましい、共通事業所系列も、実質について出した方が望ましいということをおっしゃっています。データというのはたくさんあつた方が総合的に判断することが出来る。にもかかわらず、実質賃金検討会は、実質賃金の共通事業所系列を出していません。

かつ、西村参考人は、九ページ、サンプルが例えば小さいから誤差が大きくなるというのは原則的にはそうですが、この場合には、単純にサンプルの小ささというよりも、例えば、変化ですのと同じものを共通でとっているかどうか、そういうことによつて初めて、どっちが本当にいいのかと、それから、もっとよくするためにはこの二つ、つまり本系列と共通事業所系列を組み合わせた方がいいんじゃないか、私自身は共通事業所系列と本系列は組み合わせた方がいいと思っておりますと西村統計委員長はおっしゃっています。それを厚生労働省側にきちんとしていただいて、その際に、先ほど申し上げましたように、透明性を確保するためにきちんとした十分な情報提供がされるとい

うことが重要だと。

つまり、もうこれを読んでもらったらいいますけれども、大御所の統計委員会、その委員長は、共通事業所系列も出さないと、上振れだけの数値だけでは判断を誤らせるということをもっとおっしゃっているんです。おっしゃっているのに、統計委員会になぜ共通事業所系列の実質賃金を出さないんですか。

そして、この実質賃金検討会の中間まとめについて、これは西村委員長とか統計委員会に報告をしたんですか。

これは、私、びっくりして、私も傍聴に行っています、実質賃金検討会。先日こんな発言がありました。西村委員長は賃金変化率に焦点を当てているから共通事業所を重視すべきという発言につながったのではないかと思うが、誤解ではないか。統計委員会としては労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化は共通事業所を重視していくと結論づけた根拠が知りたい。

もう去年の九月に厚生労働省と総務省で合意して統計委員会で出した結論について、半年以上たつてから、誤解していたんじゃないの、根拠がわからない、だから共通事業所を出せない、こんな議論がなされているんです。私も傍聴していますけれども、傍聴されているほかの新聞社の方々も首をかき上げて、統計委員会が今までしてきた積み重ねの議論をゼロから、ちやぶ台返しされているんですね、理解に苦しむとおっしゃっています。単にこれは時間稼ぎじゃないですか。共通事業所系列の数値を参考に出したらいいんじゃないですか、

西村委員長がおっしゃるようによ。

この中間まとめについて、西村委員長や統計委員会に正式に報告しましたか。していないんだつたら、いつ報告するんですか。

○根本国務大臣 三月六日の統計委員会では、検討会の資料をベースに、共通事業所の賃金の実質化について検討を行っている旨を説明しております。

このような経緯もあつて、三月二十九日に取りまとめた中間的整理について、重ねて西村委員長を始めとする統計委員会の皆様に報告はしておりませんが、いずれにしても、今後とも必要に応じ、統計委員会への説明なども検討していきたいと思ひます。

○山井委員 私たち、統計委員会や西村委員長の言ってきたこと、やってきたこと、合意したこと、をひっくり返しているから、早急に、西村委員長や統計委員会に議論の身、経過を報告すべきだということ、を数週間前から言っていますよ。何度も何度も厚労省に言っていますよ。

何で報告しないんですか。報告すると、実質賃金検討会の議論はおかしいということになるからでしょう。私、傍聴もしていますけれども、明らかに、統計委員会の言っていること、決めたことと違う議論をしていますよ、時間稼ぎで。これは大変なことですよ。

早急に、西村委員長や統計委員会に、この実質賃金検討会の中間まとめを報告して意見を聞いてください。時間稼ぎはいいかげんにやめてください。早急に、いつ、西村統計委員長や統計委員会

に報告するんですか、中間まとめ。

○根本国務大臣 三月六日の統計委員会には、共通事業所の賃金の実質化について検討を行っている旨を説明しているところでありませぬ。

そして、三月六日の西村委員長の発言から抜粋しますと、賃金の実質化については、同検討会、要は厚労省の検討会ですよ、同検討会で検討が進められると承知しており、統計委員会としては何らかの議論をする予定はありません、その点を御承知おきいただければと、これは西村委員長から発言されています。

ただ、西村委員長の御意見としては、厚労省の方の検討委員会でも今具体的な検討をしておりますし、西村委員長が指摘されたようなお話も、要は、厚労省の今の検討会、これは統計の専門家である、専門的にやっていたらいいのですが、そこでの議論は、方向性が西村委員長の趣旨とも一致している部分も多いと考えられておりますので、いずれにしても、必要に応じて照会しながら引き続き検討会で御議論いただきたいと思います。

○山井委員 もういいかげんにしてください。必要に応じて。早急に西村委員長と統計委員会に報告してください。私も聞いていますが、明らかに統計委員会の議論と食い違っていますよ。矛盾していますよ。本当に、全く違う議論をしています。

いつ報告するんですか。はっきり言つて、報告したら統計委員会から、あなたたち実質賃金検討会の議論はおかしいよ、共通事業所系列の数値、

マイナス〇・三パーぐらいになるかもしれないけれども、出したらいじやないの、参考のためにと書われるんですよ。言われるから、時間稼ぎのためにやっているんですよ。

ここで答えてください。早急に西村委員長と統計委員会に、中間まとめを出したんだから、それを報告してください。早急に、一週間以内にお願ひします。約束してください。

○根本国務大臣 西村委員長の三月六日の話は、西村委員長がこういうことを言っておられる。

ただ、西村委員長のいろいろ指摘されたこと、これは、検討会でも整理をされている幾つかの課題と重なる部分もありますので、これは検討会が御判断いただくことですが、私は、西村委員長と検討会と議論していただくことが大事だと思ひますよ。

○山井委員 重要な答弁をされました。ということとは、検討会の場に西村委員長を呼んでいただけたらということですよ。

○富岡委員長 時間が来ておりますので、簡潔に。○根本国務大臣 私はそういう感想を述べましたが、ただ、検討会に呼ぶか否か、これは検討会に御判断いただくべきものだと思います。

○富岡委員長 もう時間が来ておりますので。

○山井委員 改めて言います。検討会では、西村委員長が誤解しているんじゃないか、共通事業所を重視する根拠が知りたいと委員がおっしゃっているんですから、ぜひ、次回、西村委員長を呼んで、検討会で議論するとともに、この配付資料で、西村委員長が検討会についてどういう議論をされ

ているかというのを言っていたかと思いきや、

大臣、もう一回答弁してください。西村委員長を呼ぶということをお願いしたいと思います。

○富岡委員長 時間が来ていますので、ちゃんと従ってください。

○根本国務大臣 検討会において御判断いただくべきものと考えております。

○山井委員 終わりますが、もう時間稼ぎはいいかげんにしてください。実質賃金はプラスかマイナスかを言う責任は政府にあります。よろしくお願ひします。

○富岡委員長 ルールはしっかりと守ってください。大幅に、今、時間が超過しました。

次に、高橋千鶴子君。

○高橋（千）委員 日本共産党の高橋千鶴子です。まず初めに、通告にありませんが、根本大臣のお考えを伺いたいと思います。本当に簡単な質問ですので、お願ひします。

櫻田オリパラ担当大臣が、自民党議員のバーティー席上で復興より議員という発言をして、辞任に追い込まれました。更迭という記事もあるようです。私も、東北の人間として、やはり、八年たった今もなお、大切な人やふるさとを失った悲しみが癒えることはなく、建物、道路、鉄路など復興が進む一方で孤独死などもふえている、そういう中でまたも被災地を傷つけたと、許せない思いであります。

根本大臣も福島出身で、二〇一二年に国会に返り咲きされてすぐに復興大臣を務めました。

今も、全ての大臣が復興大臣であると、安倍内閣は位置づけているはずですが、この発言について、大臣の思いをお聞かせください。

○根本国務大臣 私は、安倍内閣の初代復興大臣として、復興大臣が一番必要なのは被災者の皆様に寄り添うということであり、被災者の皆様に寄り添って、魂を込めて復興に取り組んでまいりました。

被災地の皆様のお気持ちを傷つける発言、私は極めて残念であります。安倍内閣は、全ての大臣が復興大臣。被災地の復興に私も全力を尽くしたいと思っております。そして、より一層緊張感を持って政策を進めていきたいと思っております。

○高橋（千）委員 極めて残念というお言葉をいただきました。後任の鈴木オリパラ担当大臣も岩手の出身でありまして、不適切だという発言をされていると思っております。やはり、内閣の一員であるからということではなくて、本当にこういうときは率直な意見を発してほしいなと思っております。ですので、まずこの言葉をいただきたいと思っております。それでは、質問に入ります。

五年ごとの財政検証のために、年金財政における経済前提について、専門委員会が取り組まれてきました。三月十三日に検討結果の報告が出されたわけですが、その中で、財政検証に用いる経済前提の基本的な考え方において毎月勤労統計調査のデータはどのように使われてきたのでしょうか。

○木下政府参考人 お答えいたします。財政検証の経済前提につきましては、社会保障審議会年金部会のもとに設置いたしました、専門

的、技術的な検討を行うために経済、金融の専門家で構成する、年金財政における経済前提に関する専門委員会が平成二十九年七月より議論を行いました。本年三月に取りまとめたところでございます。

専門委員会におきましては、平成二十九年十月に経済成長率と賃金上昇率との関係について分析を行うておりまして、その中で毎月勤労統計のデータをを用いております。

しかしながら、本年一月に毎月勤労統計調査の不適切な事案が発生したことから、専門委員会の委員長と相談の上、国税庁が行っている民間給与実態統計調査を用いて改めて分析を行いまして、結果として、別の統計を用いても結果は変わらないということを確認いたしました。

いずれにしても、三月に取りまとめた専門委員会報告書におきましては、民間給与実態統計を用いた分析に基づいております。毎月勤労統計調査のデータは使用しておりません。

○高橋（千）委員 資料の一枚目を見ていただきたいと思います。

これは、上の段は、昨年の十二月十五日の専門委員会における議論の経過報告の案であります。そして、その案が取れたものが三月十三日で、下の段にあるんですけれども、囲みのところをぼさり削除しております。

見ればわかるように、毎月勤労統計調査のデータをを用いて調べたところであって、年平均で一・六％程度の差が見られた、経済成長率に比べて一人当たりの伸び率は低いということがあって、そ